

春日部市議会基本条例の一部を改正する条例

春日部市議会基本条例（平成24年条例第16号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正後の欄の号（以下「改正後の号」という。）に対応する改正前の欄の号が存在しない場合にあつては、当該改正後の号を加える。
- (2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第3条</p> <p>(3) 委員会 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第109条に定める常任委員会、<u>議会運営委員会及び特別委員会</u>をいう。</p> <p>(議会の活動原則)</p>	<p>(定義)</p> <p>第3条</p> <p>(3) 委員会 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第109条に定める常任委員会、<u>法第109条の2に定める議会運営委員会及び法第110条に定める特別委員会</u>をいう。</p> <p>(議会の活動原則)</p>
<p>第4条</p> <p>(5) <u>法第115条の2第1項に定める公聴会及び同条第2項に定める参考人制度の積極的な活用に努めること。</u></p> <p>(委員会の活動)</p>	<p>第4条</p> <p>(委員会の活動)</p>
<p>第8条</p> <p>4 <u>第4条第5号の規定は、委員会について準用する。</u></p> <p>(議会改革)</p>	<p>第8条</p> <p>4 <u>委員会は、法第109条第5項に定める公聴会及び同条第6項に定める参考人制度の積極的な活用に努めなければならない。</u></p> <p>(議会改革)</p>
<p>第15条</p> <p>2 議会は、前項の規定による取組を行うため、<u>法第109条</u>の規定による特別委員会を設置するものとする。</p>	<p>第15条</p> <p>2 議会は、前項の規定による取組を行うため、<u>法第110条</u>の規定による特別委員会を設置するものとする。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(春日部市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

- 2 春日部市証人等の実費弁償に関する条例（平成17年条例第49号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(実費弁償)</p> <p>第1条</p> <p>(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第74条の3第3項及び第100条<u>第1項後段</u>の規定により出頭した選挙人その他の関係人</p> <p>(2) 法第109条第6項、第109条の2第5項、<u>第110条第5項及び第115条の2第2項</u>の規定により出頭した参考人</p> <p>(4) 法第109条第5項、第109条の2第5項、<u>第110条第5項及び第115条の2第1項</u>の規定による公聴会に参加した者</p>	<p>(実費弁償)</p> <p>第1条</p> <p>(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第74条の3第3項及び第100条<u>第1項</u>の規定により出頭した選挙人その他の関係人</p> <p>(2) 法第109条第6項、第109条の2第5項<u>及び第110条第5項</u>の規定により出頭した参考人</p> <p>(4) 法第109条第5項、第109条の2第5項<u>及び第110条第5項</u>の規定による公聴会に参加した者</p>

3 春日部市証人等の実費弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(実費弁償)</p> <p>第1条</p> <p>(2) 法<u>第115条の2第2項（第109条第5項において準用する場合を含む。）</u>の規定により出頭した参考人</p> <p>(4) 法<u>第115条の2第1項（第109条第5項において準用する場合を含む。）</u>の規定による公聴会に参加した者</p>	<p>(実費弁償)</p> <p>第1条</p> <p>(2) 法<u>第109条第6項、第109条の2第5項、第110条第5項及び第115条の2第2項</u>の規定により出頭した参考人</p> <p>(4) 法<u>第109条第5項、第109条の2第5項、第110条第5項及び第115条の2第1項</u>の規定による公聴会に参加した者</p>